

令和6年度第2回山形地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和6年7月29日（月）午後1時30分～午後3時10分

2 場 所 山形労働局大会議室（山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階）

3 出席者 委員15名

公益 押野委員、コーエンズ委員、丸山委員、本間委員、村山委員
労働者側 石川委員、遠藤委員、大類委員、柿崎委員、西部委員
使用者側 江袋委員、太田委員、大沼委員、木村委員、丹委員

（事務局） 松岡労働基準部長、門脇賃金室長、那須地方賃金指導官、丹野事務官

4 議 題

【第1部】（非公開）

- （1）関係労使からの意見聴取について
- （2）その他

【第2部】

- （1）令和6年度地域別最低賃金改定の目安伝達について
- （2）令和6年最低賃金に関する基礎調査結果について
- （3）その他

5 議事経過

○村山会長

ただ今から、第2回山形地方最低賃金審議会を開催します。本日はお忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。

はじめに、本日の出席者について事務局から報告してください。

○事務局：門脇

本日は、委員全員にご出席いただいておりますので、定足数を満たし当審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

また、4月23日付けで委員になられた江袋委員ご紹介いたします。山形県中小企業団体中央会の江袋委員です。

○村山会長

本日の審議会は2部構成であります。本日の次第等について事務局から説明してください。

○事務局：門脇

第1部は、関係労使の参考人の方からの意見聴取を非公開で行います。

第2部は、中央最低賃金審議会の目安伝達と最低賃金に関する基礎調査の結果報告等について公開にて行います。

まず、第1部の関係労使からの意見聴取の進め方でございますが、はじめに、労働者側の参考人3名の方からご意見を述べていただきます。1人当たり5分～10分程度ご意見を述

べていただき、その後に各委員の皆様からご質問をいただき、それにお答えいただくという流れで進めてまいります。労働者側の終了は午後2時10分頃を目途に考えております。次に、使用者側の参考人の方に入れ替わっていただきまして、午後2時30分を目途に終了したいと考えております。

意見書については第1部の審議会資料ということでお付けしております。7月25日まで公示いたしまして、労働者側から4件、使用者側から1件意見が寄せられております。参考人ということでは労働者側3名、使用者側1名からご出席いただいております。

○村山会長

ただ今の事務局からの説明についてご質問等ございませんでしょうか。それでは、これより関係労使の参考人意見聴取を行います。事務局は準備してください。

【 議 事 要 旨 】

労働者側3人、使用者側1人の参考人から山形県最低賃金の改正決定に関する意見申述があり、また、質疑応答がなされた。

○村山会長

それではここで一旦休憩とします。再開は何時にしましょうか。

○事務局：門脇

5分休憩して、午後2時35分再開でいかがでしょうか。

○村山会長

では、午後2時35分再開ということで一旦休憩とします。

(休 憩)

それでは、再開いたします。本日の審議会は、ここからの第2部につきましては公開することとなっておりますので、その関係も含めて事務局のほうから報告してください。

○事務局：門脇

本審議会については、先ほど終了した第1部の意見聴取以外は公開するということになっていますので、ここからの第2部は公開での開催となり、傍聴の方が入っております。

続きまして、最低賃金引上げに係る署名についてご紹介します。先日、連合山形より山形労働局長あて、最低賃金の引上げを求める要請署名の提出があったところでございますが、7月23日に追加で4,224筆の提出がございました。追加分を合わせますと41,237筆となります。次に、7月24日に山形県労働組合総連合、山形県2024年国民春闘共闘委員会、山形県医療労働組合連合会から、審議会会長及び労働局長あてに、最低賃金を直ちに1,500円に引き上げ、中小企業支援の抜本拡充を求める請願署名4,478筆の提出がございました。以上です。

○村山会長

それでは、議事の（１）令和６年度地域別最低賃金額改定の目安伝達について、事務局から中央最低賃金審議会の答申について説明してください。

○松岡労働基準部長

それでは、私の方から、目安の伝達をさせていただきます。資料の１ページ、答申文の写しをご覧いただきたいと思います。中央最低賃金審議会の答申内容につきまして、本文の標題以下を読み上げさせていただきます。

令和６年６月 25 日に諮問のあった令和６年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。記１ 令和６年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。２ 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙１）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙２）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。３ 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙１の２に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。４ 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。５ 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。６ 中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。７ 価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。８ いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほ

か、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

以上が答申の本文でございます。本文のほかに別紙1として、本日の資料3ページ「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」、別紙2として、資料26ページ「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」、そのほか資料11ページから参考資料が添付されております。

時間の関係もございますので、ここでは、お手元の資料の3ページにあります別紙1の公益委員見解の前段の部分を読み上げさせていただきます。別紙1の1をご覧ください。「令和6年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする」ということで、中央最低賃金審議会からは、下の表のとおり、Aランク、Bランク、当県を含むCランクいずれに対しても50円との目安金額が示されております。

以上をもちまして、簡単ではございますが、本年度の目安の伝達とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○村山会長

ただ今の目安伝達についてご質問等あればお願いします。現段階では特にないということでしょうか。資料はよく目を通された上で何かありましたら次回にでも出していただければと思います。

次に、議事の(2)令和6年最低賃金に関する基礎調査結果の報告と、続けて資料のⅢ、Ⅳについて事務局から説明してください。

○事務局：丹野

31ページ以降ご説明いたします。はじめに、令和6年最低賃金に関する基礎調査の結果についてご説明いたします。

32ページご覧ください。本件調査の概要について要点をご説明いたします。調査の区域については、山形県全域を対象として行っております。調査産業、調査事業所については、例年どおりですが、製造業、情報通信業のうち新聞業・出版業、卸売業・小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療・福祉業、それと理美容業や洗濯業などの他に分類されないサービス業を調査しております。

調査対象事業所については、製造業、新聞業・出版業については100人未満、その他の産業については30人未満の常用労働者を雇用する民間事業所から無作為に抽出して調査しております。

事業所の抽出方法についてですが、令和3年経済センサス活動調査による事業所情報を母集団とし、県内の産業分布状況により複数年調査が当たってしまう事業所もございしますが、原則産業別、事業所規模別に無作為に抽出しております。今年度の対象事業所数は1856件、回答事業所数は1260件で率にすると67.9%、そのうち6月1日時点において労働者を雇用していない、事業を廃止した、家族のみの事業所等を除いた有効回答数は1037件で率にすると55.9%でした。

調査事項は、6月1日現在の労働条件にて6月を満稼働した場合に支払われるべき額について調査を行っております。集計結果につきましては、1時間当たりの所定内賃金額を賃金額階級別、産業別、事業規模別、年齢別に母集団の労働者数に復元して集計しており

ます。なお、所定内賃金とは精皆勤手当、通勤手当、家族手当の3手当を除くものになります。

調査結果につきましては、最低賃金審議会の資料として公表するほか、政府統計総合窓口イースタットに掲載される予定となっております。

続きまして、33 ページ、業種別・規模別の最低賃金未満率及び未満者数をご覧ください。令和4年から令和6年までの3年分の結果を示したものになります。令和6年につきましては表の左上の欄、地域別最低賃金対象産業計を見ていただきますと、令和5年2.8だった未満率が、令和6年で1.9となっております。業種ごとの計を見ていきますと、製造業は前年よりも減少、新聞・出版業は前年と同様に0%、卸売・小売業も前年より減少、宿泊・飲食業も前年より減少、医療・福祉業も前年より減少、その他サービス業のみ前年よりも上昇した結果となりました。

次に34 ページ、山形県最低賃金の引上げ率及び影響率一覧表をご覧ください。こちらは今年の山形県最低賃金の引上げ率、影響率の表でございます。昨年までは引上げ額0円から50円までとしておりましたが、もう1枚引上げ額が51円から100円のものもご用意いたしました。

影響率について見てみますと920円から921円、930円から931円、950円から951円の間で2ポイント程度の開きがございます。

続いて、36 ページ、賃金階層別（累積）分布の推移です。こちらは1時間当たりの所定内賃金について、3年分の賃金額階級別の累積の分布の推移を表したグラフとなります。令和5年調査時最低賃金は854円でしたので、850円-859円辺りから増加しております。本年調査時最低賃金は900円でございますので、900-909円の金額帯から増加しております。

続いて、37 ページ、賃金階層分布の推移になります。こちらは3年分の賃金階層分布を円グラフにしたものになります。右下の参考をご覧くださいただければと思いますが、徐々に1,000円以上の分布割合が多くなってきていることがわかります。

続きまして、38 ページから40 ページまでが1時間当たりの賃金分布になります。38 ページの(1)が一般及びパートの計、39 ページの(2)が一般のみ、40 ページの(3)がパートのみのグラフとなっており、白抜きしているグラフが現行の最低賃金900円を含む金額帯となっております。

一般及びパート計、一般のみ、パートのみいずれにおいても900円-909円の間帯の分布が多いことがわかります。(2)一般のみと(3)パートのみを比較いただきますと、パートのみの方が900円を下回っている労働者が少なくなっております。原因として考えられることは、パートの場合時給制で働いている労働者の割合が多く、最低賃金未満での契約となりづらいことが挙げられます。また、一般の場合では月給制の労働者が多く、本来、月給額を時給換算する場合は、年間の所定労働時間を12で除し、1か月あたりの所定労働時間を求め算出することとなりますが、本件調査の場合、6月単体の労働日数と労働時間から1か月の労働時間を算出することとなるため、1か月の平均所定労働時間よりも長くなってしまいう労働者がおり、そのために900円を下回っている労働者が出るものと考えられます。その他、減額特例許可を受けている労働者や純粋に最低賃金を下回っている労働者も確認しております。

次に41 ページ、産業別特性値になります。グラフを見ていただきますと製造、医療・福祉を除き、第1・20分位数と第1・10分位数が900円となっており、最低賃金への強いはりつきが表れています。

産業別にみてもみますと、新聞・出版業の中位数を除き、第1・20分位数、第1・10分位

数、第1・4分位数の3つにおいて医療・福祉業が高い結果となっております。

次に42ページ、特性値の推移になります。こちらは1時間当たりの所定内賃金の10年分の特性値の推移になります。右端の本年調査時の数値をご覧くださいますと、第1・20分位数及び第1・10分位数が900円となっております、昨年までですと、概ね最低賃金から数円程度差がありましたが、先ほども申し上げましたとおり、本年においては最低賃金へのはりつき具合が昨年よりも顕著となっております。

最後に43ページ、未満率・影響率の推移になります。山形県の未満率は令和2年までは全国加重平均と比べて低くなっておりましたが、令和3年以降は全国加重平均よりも高くなっており、引上げ額の上昇にあわせ、影響率も上昇している結果となっております。基礎調査につきましては以上になります。

続いて、44ページ以降についてご説明いたします。

はじめに、さくらレポート、東北地方の抜粋になります。めくっていただきまして、46ページ景気判断の概要をご覧くださいますと、前回調査から東北地方は緩やかに持ち直しているを維持しております。

52ページからは、東北地域の金融経済概況について掲載されております。後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、59ページ、日銀山形事務所が公表しております、山形県金融経済概況になります。上段の全体感をご覧くださいますと、山形県の景気は、一部に弱さがみられるものの、基調としては緩やかに持ち直している、とされており、前回から判断を維持しております。各項目の分析については、後ほどご覧いただければと思います。

64ページ、各種統計の推移になります。はじめに(1)です。前回ご提供時から、労働市場月報と山形の毎勤調査結果が公表されておられませんので、それら以外のものについてご説明いたします。

なお、新たに数値が公表されたものは黄色、前回までの数値が更新されたものについては青色に染色しております。

物価関係においては、全国の消費者物価指数は前年同月比3.3%上昇、山形は4.4%上昇。国内企業物価指数については、前年同月比2.9%の上昇となっております。その他、4月と5月の数値について更新されておりました。

賃金関係においては、全国の名目賃金は前年同月比2.0%上昇で29か月連続の増加、一方で実質賃金は1.3%低下で26か月連続の減少となっております。

表の下のほう、令和5年10月以降において単純平均したものをご覧くださいますと、消費者物価指数、前年同月比で全国は3.2%上昇、山形は4.1%上昇。国内企業物価指数は前年同月比1.2%上昇。全国の名目賃金は前年同月比1.3%上昇、実質賃金は1.8%低下という状況となっております。

参照した資料についてという別冊のダブルクリップで留めた資料の中に山形の消費者物価指数に係る資料がございます。付箋をつけておりますが、寄与した内訳のうち上昇したものをご覧くださいますと、電気代と自動車関連費が挙げられております。自動車関連費は4月分に引き続き計上されておりました。資源エネルギー庁が実施した石油製品価格調査から昨年と今年5月第1週目のレギュラーガソリンの価格を確認しました。昨年は174.6円で今年は182.7円であり、8.1円の価格上昇という状況でありました。全国をみたところ、昨年は167.8円、今年は174.7円で6.9円の上昇となっておりますが、山形のほうが全国よりも1.2円上昇幅が大きかったものです。

また、電気代についても計上されております。電気使用量に応じ料金に加算される再生可能エネルギー発電促進賦課金、いわゆる再エネ賦課金というものですが、こちらが今年

5月使用分から単価が引上げられていることが影響しているものと考えます。今年4月使用分までは1kwhあたり1.4円でしたが、5月使用分からは3.49円、額にして2.09円引上げられておりました。

資料に戻りまして、65ページ、こちらは推移（1）をグラフ化したものとなっております。詳しくは後ほどご覧いただければと思います。

続いて、66ページ、推移（2）になります。山形の鉱工業指数が遡って大幅に更新されておりました。その他、下段の方に単純平均した数値を掲載しております。また、67ページにはグラフ化したものをつけております。後ほどご覧いただければと思います。

加えまして1点申し上げます。先ほど、目安伝達を行ったところです。本日の資料4ページ上の方、「加えて」から始まる段落のところになります。こちら読んでいきますと、消費者物価指数のうち頻繁に購入する品目について触れられているところです。こちらの資料について、山形バージョンも作成しようとしたところですが、都道府県ごとのデータは公表されておられませんので、資料の作成はできませんでした。参照される際は全国版とはなりますが、本日の資料14ページ下段にございます、こちらをご参照いただければと思います。以上になります。

○村山会長

ただ今の説明について質問等ございませんでしょうか。この場では質問がないということで進めさせていただきます。

本日の目安伝達を踏まえてご意見のある方ご発言をお願いしたいと思いますが、労使いかがでしょうか。よろしいでしょうか。この場で特にご発言ないようでしたら引き続き専門部会において議論いただくこととなります。そのように進行したいと思いますがよろしいですね。

それでは、今後の審議日程について、事務局から説明してください。

○事務局：門脇

今後の審議日程等について説明いたします。本日、本審終了後に第1回専門部会を開催し、今後の専門部会日程を決定します。事務局案といたしましては、第2回7月31日、第3回8月5日、第4回8月7日、第5回8月9日、第6回8月20日と提案したいと思っております。第6回で結審していただき、8月21日15時00分から開催の第3回本審議会において答申をいただきたいと考えております。予定どおり8月21日に答申をいただいた場合、直ちに答申の内容を公示し異議の申出を受け付けます。異議申出の締切りは9月5日となり、申出があった場合は翌々開庁日の9月9日に第4回本審議会を開催し異議の取扱いについて審議いただき、異議が認められなかった場合は、官報公示手続を経て10月19日の発効となります。

なお、8月21日の第3回本審議会では、特定最低賃金の必要性について労働局長から諮問を受け、9月9日の第4回本審議会での必要性ありとの答申となった場合は、直ちに改正の諮問を受けることとしております。以上が今後の予定です。

○村山会長

ただ今説明のありました今後の審議日程については、前回本審でも一通りアナウンスされていますが、これについて何かご質問、ご意見等はございますか。無いものと認め、進みます。

では、次回の第3回本審議会は、8月21日（水）午後3時から開催し、ここで地域別最

低賃金の答申という予定になっておりますが、公開での開催を予定しております。この点について意見のある方はいらっしゃいますか。特にないようですので、第3回本審議会は原則どおり次回は公開といたします。

それでは、これもちまして第2回の本審議会を終了といたします。これで休憩をはさみ第1回専門部会を開催しますが、時間はどうしますか。

○事務局：門脇

閉会前に1点ございます。机上に目安小委員会で使用した資料をお配りしております。賃上げの関係では改定調査の第4表が重要になってくるかと思っておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

専門部会は午後3時20分開催でいかがでしょうか。

○村山会長

休憩をはさんで午後3時20分から第1回専門部会を開催します。専門部会委員の方引き続きよろしく願いいたします。第2回本審はこれにて終了いたします。